

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第32号 発行日：平成29年9月26日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

水俣病現地調査 ～水俣病の原点にたつ～

8月26日から27日にかけて、ミナマタ現地調査が行われました。今年は、「水俣病公式確認61年 水俣病の原点にたつ！」をテーマに水俣市内の視察が実施されました。以下では、その一部をご紹介します。

慰霊式

現地調査の冒頭には、慰霊碑前において慰霊式が執り行われました。水俣病不知火患者会の岩崎明男副会長が祈りの言葉を述べ、大石利生会長がすべての水俣病被害者救済を願い折り続けてきた約9000羽の折り鶴が、慰霊碑前にたむけられました。



旧チッソ工場跡

旧工場跡は、チッソと水俣村との関係が始まった原点ともいべき場所です。

石炭運送業と製塩業を主要な産業としていた水俣村では、水力発電所の設置や国による塩の専売制開始により、産業が衰退し失業者があふれていました。そのような時期にチッソの工場建設計画が明らかになり、他町村との誘致合戦の中、チッソにとって一番有利な条件を提示した水俣村に建設が決まったのです。

チッソと水俣村の間には、誘致当初から圧倒的なチッソ優位の力関係が存在したと言われていました。



坪谷

水俣湾の小さな入り江のすぐそばに、水俣病公式確認のきっかけとなった姉妹の家があります。1956年、5歳と2歳の姉妹は「奇病」を発症しチッソ附属病院に入院しました。

行政と病院は、姉妹を含む水俣病患者を疑似日本脳炎と診断し、法定伝染病扱いで避病院に収容しました。しかし、伝染病扱いとしたことで、水俣病はうつるという誤った認識が広まり、患者やその家族、集落の人々は様々な差別を受けることとなりました。

百間排水溝

チッソは、メチル水銀を含む有害な廃水を、1968年まで無処理のまま水俣湾に流し続けました。その水銀量は70～150トンとも言われています。

水俣病の原因が工場廃水にあるという声が高まると、チッソは1958年9月、排水溝を百間から水俣川河口に変更しました。その結果、不知火海一帯に汚染が拡大することとなりました。

< 全体会 >

現地調査2日目の全体会では、患者会からの基調報告、弁護団報告、被害の訴え等が行われました。

元島事務局長による基調報告では、裁判の歴史、被害全容解明の取り組みと到達点について報告がなされ、先人の成果と教訓を引き継ぎ、最終解決に向けた闘いを続けていくとの決意が表明されました。園田弁護団長による報告では、公害の原点である水俣病の問題解決が、公害の根絶につながることを世論に訴えかける必要があるとの話がありました。



【今後の予定】

9月29日	熊本訴訟第22回弁論
10月20日	東京訴訟第15回弁論
12月15日	近畿訴訟第11回弁論
12月22日	熊本訴訟第23回弁論

近畿訴訟第10回口頭弁論

9月13日、大阪地方裁判所で近畿訴訟の第10回期日が開かれました。

弁護団は、国・県が主張する閾値論が確立されたものとは言い難い古い理論であり、水俣病被害者切り捨ての理論として用いようとしていると強く主張しました。また、最高裁平成25年判決について、調査官意見を踏まえ、水俣病罹患の判断基準を示したものでないということをも主張しました。



(近畿訴訟 期日後 報告集会の様子)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1

扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 FAX 096-355-5378

HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索

